

令和7年度 第2回静岡県多文化共生審議会

次 第

日 時 令和7年11月4日（火）
午後1時半から3時半まで
場 所 静岡県庁別館9階 特別第1会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 委員改選に伴う会長、副会長の選出

4 報 告

静岡県の多文化共生施策の取組状況について

【資料1】

5 議 事

第4期多文化共生推進基本計画の策定について

【資料2・3】

6 閉 会

[委員提出資料]

1 若者クラス11月発表会チラシ（坂本委員）

[参考資料]

- 1 全国知事会「外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言」
- 2 ふじのくに多文化共生推進基本計画概要（現行）
- 3 静岡県多文化共生推進基本条例

令和7年度 第2回静岡県多文化共生審議会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

	氏 名	よみがな	現 職	出欠	備考
1	田平 相川 アンジェラ 明美	たひら あいかわ あんじえら あけみ	浜松いわた信用金庫 (一社)磐田国際交流協会 理事	○	ブラジル
2	石井 千恵子	いしい ちえこ	のびっこクラブみしま 代表	○	新任
3	石川 雅洋	いしかわ まさひろ	浜松商工会議所 副会頭	○	
4	金田 篤実	かねだ あつみ	名古屋出入国在留管理局 首席審査官	○	
5	川越 レニ	かわごえ れに	株式会社 東横イン 浜松インドネシア友好協会 インドネシア アコミュニティ委員長	×	インドネシア
6	岸田 裕之	きしだ ひろゆき	(一社)静岡県商工会議所連合会 会長	○	
7	佐伯 康考	さえき やすたか	静岡文化芸術大学文化政策学部 准教授	○	
8	坂本 勝信	さかもと まさのぶ	常葉大学外国語学部グローバルコミュニケーション学科 教授	×	
9	高畑 幸	たかはた さち	静岡県立大学国際関係学部 教授	○	オンライン
10	竹内 浩視	たけうち ひろみ	(一社)静岡県医師会 理事	○	
11	テオドロ アナ マルガリータ	ておどろ あな まるがりーた	株式会社スタッフシュウエイ アクアホーム掛川西郷	○	フィリピン
12	ドー ハー フォン	どー はー ふおん	静岡大学人文社会科学研究科比較地域文化専攻 文化人類学	○	ベトナム 新任
13	中村 直保	なかむら なおやす	静岡県自治会連合会 会長	○	新任
14	西山 充彦	にしやま みつひこ	沼津商工会議所 副会頭	○	
15	檜木 小重美	ひのき さえみ	富士市立吉原第一中学校 校長	○	新任

令和7年度
第2回静岡県多文化共生審議会

座席表

日時：令和7年11月4日（火）
午後1時半～3時半
場所：別館9階特別第1会議室

<オンライン出席>
静岡県立大学国際関係学部
教授 高畠 幸

会長席
(当日選任)

陪席者



(一社)静岡県医師会
理事 竹内 浩視

株式会社スタッフウェイ
テオドロ アナ マルガリータ

静岡大学
人文社会科学研究科
ドー ハー フォン

静岡県自治会連合会
会長 中村 直保

沼津商工会議所
副会頭 西山 充彦

富士市立吉原第一中学校
校長 檜木 小重美



静岡文化芸術大学
文化政策学部
准教授 佐伯 康考

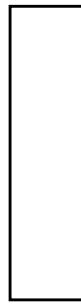
(一社)静岡県商工会議所
連合会 会長 岸田 裕之



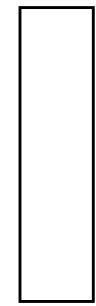
名古屋出入国在留管理局
首席審査官 金田 篤実

事務局

報道関係



浜松商工会議所
副会頭 石川 雅洋



のびっこクラブみしま
代表 石井 千恵子

浜松いわた信用金庫
(一社)磐田国際交流協会
理事 田平 相川 アンジェラ 明美

陪席者

企画部長
山田 琢也

多文化共生推進官
横地 真澄

出入口

スクリーン

行政経営研究会

<県内市町の課題>

- ・外国人数や比率が市町によって異なる
- ・市町によっては多文化共生を行う十分な体制がとれない

県と全市町が共通課題を検討する
「行政経営研究会」において
多文化共生を検討課題とする

県内35市町それぞれの課題に
寄り添って**伴走支援**を実施していく

ICC(インターナルカルチュラル・シティ・ネットワーク)への加盟

インターナルカルチュラルとは…

外国人等によってもたらされる文化的多様性を、脅威ではなくむしろ好機と捉え、都市の活力や革新、創造、成長の源泉とする新しい都市政策の考え方



欧洲評議会ホームページより

静岡県は、インターナルカルチュラルの理念に賛同する国際的な都市間ネットワークである

ICCに都道府県で初めて加盟(R7.8.21)

ICC概要

- ・2008年に欧洲評議会による文化間対話白書を契機として始まった。
- ・2022年5月現在、趣旨に賛同する欧洲内外の159都市が参加。日本の加盟自治体は浜松市のみ。

ICC加盟で期待されること

- ・専門調査団による世界基準の政策評価を受ける ⇒ 多文化共生施策の可視化
- ・先進的な多文化共生の取組をする欧洲、豪州等の都市とつながる
⇒ 広域自治体の実践に関する知見等を会得、優れた取組の共有、国内及び国際社会に対する訴求力向上

「多文化共生月間」を新設（毎年12月）

インターナルカルチュラルの考えを本県全体に広め、県内市町、企業、県民の皆様が「**外国人はまちづくりのパートナー**」とポジティブにとらえられるよう、機運醸成していく

日本一の
多文化共生県
の実現



静岡県多文化共生シンボルマーク

全国知事会

全国知事会

「育成就労制度」が開始すれば、外国人の受入れと多文化共生は、今後全国的な課題

「外国人の受入と多文化共生社会実現」プロジェクトチームを立上げ(R6.11)

外国人の受入れと多文化共生社会の実現に
国が責任をもって取り組むよう、全国知事会として要請

静岡県リーダー



外国人の受入と多文化共生社会の実現に向けた提言

I 育成就労制度

- ① 全国各地域の実情を考慮した「受入対象分野」の設定すること
- ② 地方における外国人労働者の確保につながる制度の運用すること

II 外国人の受入環境整備

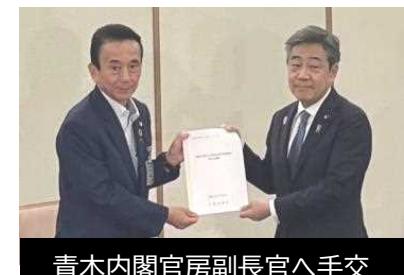
- ① 多文化共生施策の十分な予算の確保と永続的な財政措置すること（一元的相談窓口・地域日本語教育等）
- ② 国が一元的に整備するべき施策は、国が主体的に措置すること（医療通訳・日本語教育 等）

III 基本法の制定と司令塔となる組織の設置

- ① 多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法を策定すること
- ② 多文化共生施策実施の司令塔となる組織を設置すること

全国知事会での「多文化共生」セッションの議論も踏まえて、
令和7年7月全国知事会議「**青森宣言**」を発出

「**排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す我々47人の知事**」と明言



多文化共生に対する県への意見

- 国への提言後の「多文化共生」への意見 335件(9月9日時点)

(意見の事例)

- 外国人が増えすぎていて不安。受入れを抑制してほしい。
- 外国人支援に税金を使うのではなく、日本人のために使うべきだ。
- 多文化共生をやる前に、日本の文化やルールを守らせることを法律等で明文化してほしい。
- 日本人が「やさしい日本語」を使うのではなく、日本語が話せる外国人を入国させ仕事させてほしい。
- 外国人犯罪者に対する甘すぎる司法処遇に納得できない。
- 外国人が来てから治安が悪くなっている事実があるのに、勝手に多文化共生を実現されるのは最低なことです。
- 静岡県を変えないでください。
- 外国人なしでは日本の経済は動いていかない。多文化共生に賛成である。



分類	割合
【反対】治安悪化・犯罪への懸念	25%
【反対】外国人増加に対する不安	22%
【反対】税金を使うことへの反発	13%
【反対】県民意見を聞かないことへの批判	11%
【反対】その他(他国の失敗、多文化共生庁設置の反対等)	6%
【賛成】外国人労働力の必要性、共生の重要性・理解	2%
【要望】県民への説明の透明性、日本人施策の充実	9%
【要望】外国人受入れルールの整備	8%
【その他】感情的な意見・具体的な事件等の指摘	4%

※注)県への意見をAI分析したもの。複数の内容をもつ意見もあるため、割合表示。

第4期

静岡県多文化共生 推進基本計画



Intercultural
SHIZUOKA

静岡県

計画策定の趣旨

静岡県では、外国人県民の増加と定住化が進む中、全ての県民が互いに尊重し合いながら共に生きる社会の実現に向けて、多文化共生の基盤を強化してきました。本計画は、社会情勢の変化と第3期までの取組の成果・課題をふまえ、ウェルビーイングの視点も取り入れながら、誰もが安心して暮らし、活躍できる多文化共生社会の形成を目指すものです。

計画の位置づけ

本計画は、静岡県の最上位計画である「次期静岡県総合計画（2025-2028）」の分野別計画として位置づけられています。多文化共生の推進は、県民誰もが幸福を実感できる社会の実現に不可欠であり、他の関連施策とも連携しながら、全庁横断的に取り組んでまいります。

計画の期間

2026年度から2028年度（3年間）

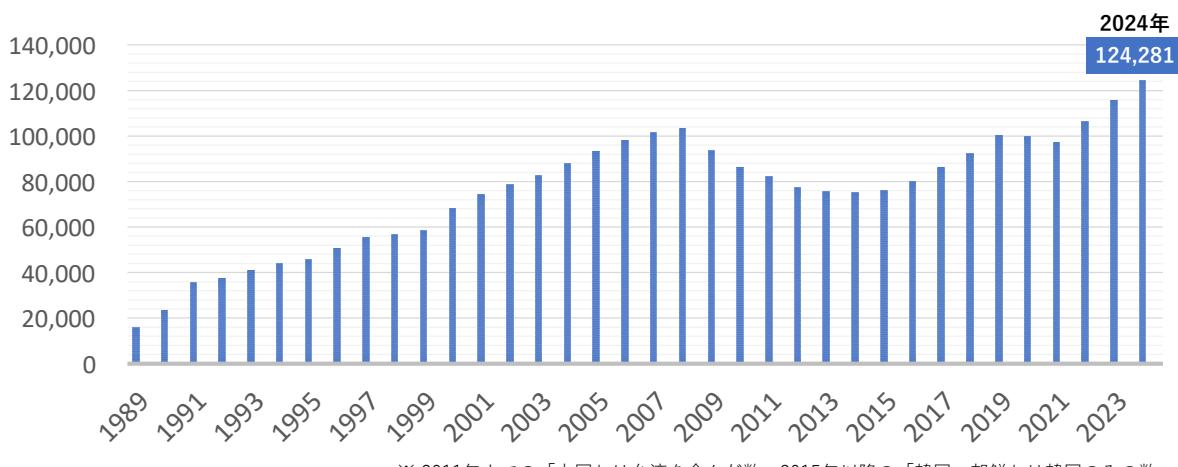
計画策定の背景と静岡県の目指す方向

■外国人県民の状況（2024年末時点）

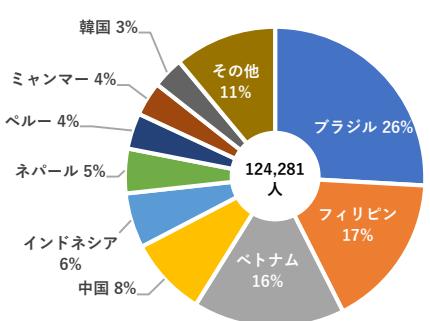
本県では日本人の総数が減少する一方、外国人県民は過去最多を記録し、2024年末現在124,281人が暮らしています。

■在留外国人数の推移

法務省「在留外国人統計」隔年12月末現在

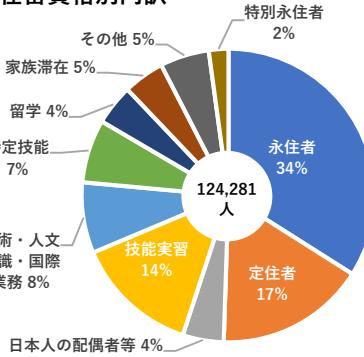


■国籍別内訳



法務省「在留外国人統計」2024年12月末現在

■在留資格別内訳



静岡県では、1990年の入管法改正を機に主に西部地域においてブラジルなど南米出身の日系人を中心とした外国人が急増しました。

近年ではベトナムやネパールなどからの就労目的とした外国人が増えています。

■県これまでの取組の成果と課題

静岡県では、2011年に初めて「静岡県多文化共生基本計画」を策定し、数年ごとに見直しを重ねながら、第3期（2022～2025年度）まで継続して取り組んできました。第3期では、外国人県民の定住化や多様化が進む中で、やさしい日本語の普及や地域日本語教育の推進等、さまざまな施策を展開してきました。

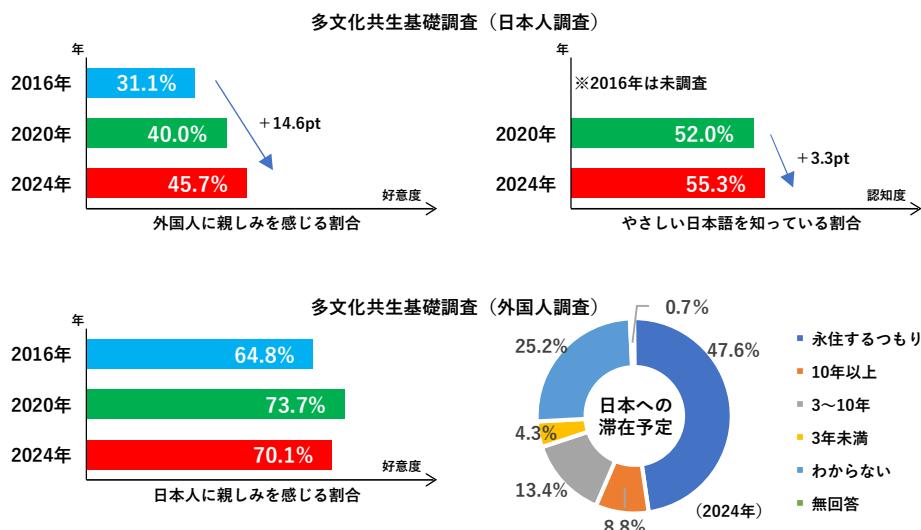
第4期の策定にあたり、第3期の成果と課題を「多文化共生基礎調査の結果」と「ウェルビーイング※の視点」から総合的に評価しました。

※ウェルビーイング：身体的、精神的、社会的に満たされた状態のこと。静岡県の最上位計画である「次期静岡県総合計画（2025-2028）」は、県政運営全体に共通する考え方として県民のウェルビーイングの向上という視点を取り入れています。

<基礎調査の結果による成果と課題>

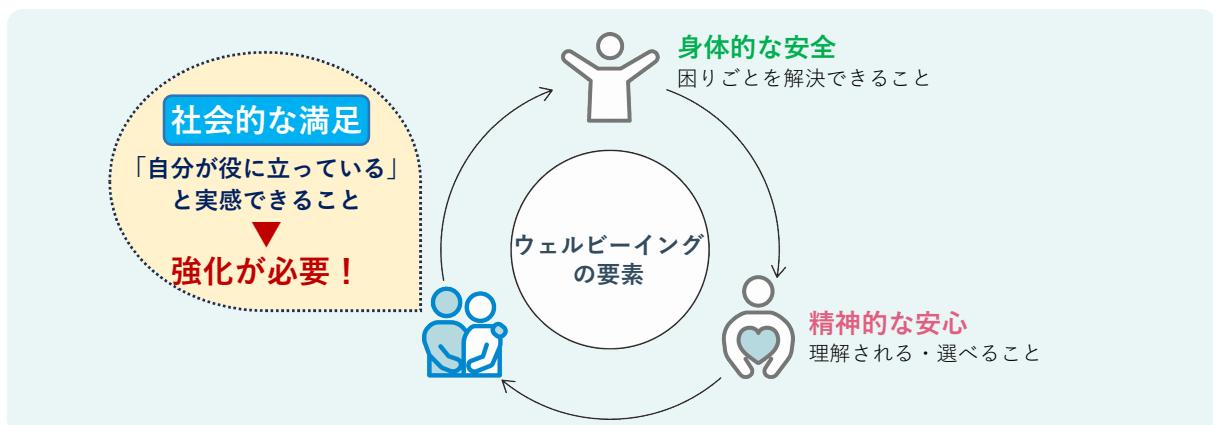
基礎調査によれば、日本人の外国人に対する心理的距離は2016年から2024年にかけて14.6ポイント改善し、多文化共生への理解が着実に進展しています。「やさしい日本語」の認知度も2020年比で3.3ポイント上昇するなど、県の施策が一定の成果を上げています。一方で、外国人が日本人に親しみを感じる割合と比べると日本人の外国人に対する好意度は依然として低く、双方向の理解と交流の促進が今後の課題です。

また、外国人県民の約半数が「10年以上～永住」の滞在を希望しており、長期定住を前提とした支援の必要性が高まっています。



<ウェルビーイングの視点による成果と課題>

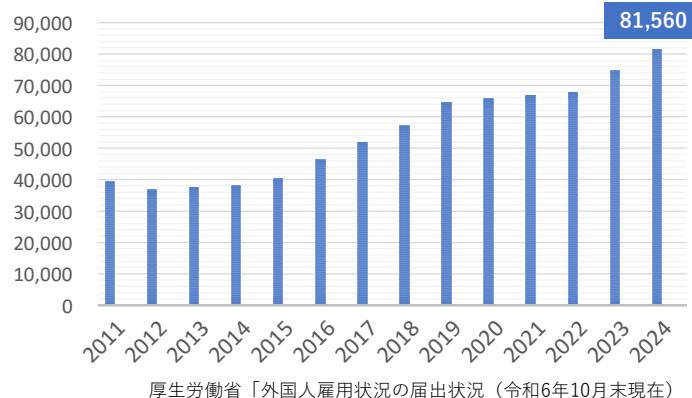
ウェルビーイングの視点から見ると、これまでの取組では、生活面の困りごとを解決する「身体的安全」、言葉や制度の理解を支える「精神的安心」といった基盤整備が進みました。第4期では、これに加えて「社会的満足」、すなわち外国人県民が地域の担い手として参画し、貢献を実感できるような環境づくりを強化していきます。外国人を支援対象としてだけでなく、まちづくりのパートナーとして位置づける転換が求められています。



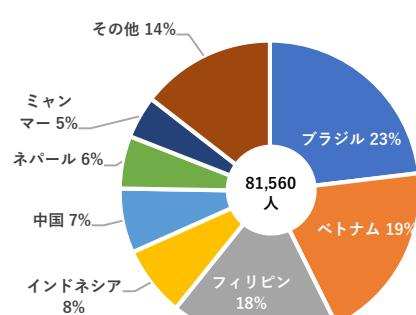
■静岡県の目指す方向

本県は、急速な人口減少と少子高齢化という大きな転換期を迎えていました。本県の経済と地域の活力を維持し、次世代へとつなげていくためには、外国人との共生が欠かせません。県内には、すでに12万人を超える外国人の方々が暮らし、そのうち8万人以上が製造業や介護、サービス業など幅広い分野に就労するなど、外国人県民は既に県の経済と地域を支える、なくてはならない存在になっています。

■県内の外国人労働者数の推移



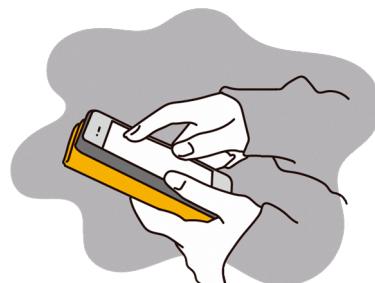
■国籍別外国人労働者数内訳



静岡労働局「静岡県の『外国人雇用状況の届出状況』
2024年10月末現在

一方で、昨今、SNSなどを通じて、外国人に関する根拠のない情報や排外的な言説が拡散し、県の多文化共生の取組にも批判的な意見が寄せられるようになりました。外国人の急激な増加が漠然とした不安となり、こうした状況になっていると考えられますが、社会の分断を助長しかねません。

静岡県は排他主義・排外主義を明確に否定します。



外国人との共生にあたっては、社会の秩序を保つことは極めて重要です。不法滞在や不法就労、制度の不正利用などの行為には厳正に対処する必要があります。外国人がルールを守り、安心して暮らせるよう、適正な制度運用を徹底することが信頼と共生の基盤となります。

本県は国に対し、外国人の受け入れ方針を明確にし、外国人に関する正確でわかりやすい情報発信を行うことを求めます。併せて、外国人県民の日本の制度や習慣・生活ルールの理解が促進されるよう、相談対応や情報提供を充実します。

静岡県は、地域に定住する外国人と日本人が相互に理解し、共に新しい価値を創り出す「インターナショナル」の理念を重視しながら、多文化共生の取組を一層推進していきます。

外国人県民は、

「**共に地域をつくるパートナー**」

です。

多様性を力に変え、誰もが安心して暮らせる社会を実現していくことが、これからの中の静岡県の目指す方向です。

計画の内容

■めざす姿

日本一の多文化共生県

～相互理解の下、多様性を活力に、誰もが輝く静岡県～

県民のウェルビーイング向上という視点に加え、本計画では、新たに「インターナルカルチャラル」を計画全体を貫く基本的な考え方とします。



「インターナルカルチャラル」をイメージした
静岡県多文化共生シンボルマーク

インターナルカルチャラル

「外国人県民は、共に地域をつくっていくパートナーである」とポジティブに捉え、外国人のもつ文化的多様性を県全体の活力や成長につなげる新しい考え方のこと。

■施策体系

めざす姿の実現に向け、次の3つの施策の柱を掲げます。

柱1：多文化共生県実現に向けた機運醸成

- ◎インターナルカルチャラルの理念の普及
- ◎外国人県民と日本人県民の相互理解と交流の促進

施策の柱のポイント

新たに「インターナルカルチャラルの理念の普及」を掲げ、
多文化共生間の取組等を推進します。

I

柱2：外国人県民の活躍支援

- ◎未来を拓く日本語教育の推進
- ◎働く外国人の活躍支援
- ◎外国人の子どもの活躍支援

施策の柱のポイント

「日本語教育」を、外国人県民が日本社会で活躍し未来を拓くためのものと位置づけます。

II

柱3：安心で快適な暮らしの充実

- ◎ライフステージに応じた相談・情報提供の推進
- ◎防災、防犯対策の推進
- ◎正確でわかりやすい情報の発信

施策の柱のポイント

「ライフステージに応じた相談・情報提供の推進」により、
乳幼児～高齢者のステージに合わせた情報提供等を行います。

III

■施策体系一覧

大項目	中項目	小項目
柱1：多文化共生県の実現に向けた機運醸成	○インターカルチャーラルの理念の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生月間を通じた取組の促進 ・ICC加盟による多文化共生施策の向上
	○外国人県民と日本人県民の相互理解と交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・やさしい日本語の普及 ・多文化共生講座等の実施 ・地域日本語教室を通じた多文化共生の場づくり
柱2：外国人県民の活躍支援	○未来を拓く日本語教育の推進 ※詳細は「静岡県日本語教育推進基本方針」で定める	<ul style="list-style-type: none"> ・地域日本語教育の推進 ・外国ルーツの子どもの日本語指導 ・被用者や留学生の日本語教育支援
	○働く外国人の活躍支援	<ul style="list-style-type: none"> ・職場での活躍支援 (ダイバーシティ経営、相談窓口) ・労働者憲章の普及
	○外国ルーツの子どもの活躍支援	<ul style="list-style-type: none"> ・不就学を生まない取組の促進 ・外国人の子どものキャリア支援
柱3：安心で快適な暮らしの充実	○ライフステージに応じた相談・情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児～高齢者のステージ別支援 <p>乳幼児期 (～5歳)</p> <p>学齢期 (6～14歳)</p> <p>青年期 (15～20代)</p> <p>壮年期 (30代～65歳)</p> <p>老年期 (65歳～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語相談体制の充実 ・やさしい日本語や多言語による情報提供
	○防災、防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯・交通安全情報の発信 ・災害時外国人支援体制の整備
	○正確でわかりやすい情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人に関する正確な情報の提供 ・日本の制度や生活ルールの周知



ライフサイクル図

※「柱3 安心で快適な暮らしの充実 ○ライフステージに応じた相談・情報提供の推進」の内容を示したものです。

乳幼児期

(～5歳)

学齢期

(6～14歳)

青年期

(15～20代)

壮年期

(30代～65歳)

老年期

(65歳～)

外国人県民が安心して快適に生活できるよう、相談や情報提供を推進します。

また、外国人県民の意図せぬ法律違反やルール違反を防止するため、日本の制度や習慣・生活ルールについて、相談対応や情報提供を充実します。

【静岡県多文化共生総合相談センター 「かめりあ」※による多言語相談／情報提供】

※外国人県民が生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口

【八国直後の生活オリエンテーション】

○生活オリエンテーション（住民登録、マイナンバー、国民健康保険・年金、ゴミ出し・地域ルールなど）

○多言語相談窓口、地域日本語教室の案内

【転出・帰国】

○転出手続、公共料金解約や年金の脱落

○子の転校・帰国手続き

【就学】

○日本の学校制度の説明

○就学手続、学費、給食等

○特別支援

○中途来日

【妊娠出産・育児】

○母子保健

○子育て支援

○子育て相談窓口

【進学・就職】

○進路相談・キャリア支援

○就職・インターンシップ

○資格取得・運転免許

【老後】

○法律（解雇・パワハラ・賃金）

○雇用保険・傷病手当、税金

○職業訓練、日本語教育

○離職手当・再就職支援

【就労】

○法律（解雇・パワハラ・賃金）

○雇用保険・傷病手当、税金

○職業訓練、日本語教育

○離職手当・再就職支援

【介護・福祉】

○介護・福祉に関する情報

○地域包括支援センター

【法律関係・交通安全】

○結婚・離婚・親権

○DV・虐待・人権相談

○交通安全・犯罪防止

○不法滞在・不法就労防止

【住まい・地域生活】

○賃貸契約

○コミ出し、地域のルール

○防犯・交通安全の情報

○自治会・地域活動

【防災・減災・緊急時】

○ハザードマップ・避難情報

○避難情報（警戒レベル）

○受診の流れ

○メンタルヘルス

○多言語や「やさしい日本語」の防災ツール

【医療】

○通訳可能な医療機関、救急番号

○受診の流れ

○感染症情報・ワクチン

多言語相談体制の充実／やさしい日本語や多言語による情報提供

ライフステージ

重点的な取組

ICC加盟による多文化共生施策の向上

インターナショナルの理念に賛同する国際的な都市間ネットワーク（ICC）に加盟し、国外の優れた知見を取り入れることで、多文化共生施策の一層の充実を目指します。

地域日本語教育の推進

地域における日本語教育を推進し、希望する全ての外国人が生活に必要な日本語を習得する機会を提供するとともに、地域日本語教室を地域住民が関わる「多文化共生の場」として、県民同士の交流を促進します。

不就学を生まない取組の促進

外国人の子どもの不就学ゼロの実現に向け、きめ細かい就学状況調査の実施や就学案内ツールの提供、市町のヒアリングや助言等を行い、市町の対応を支援します。

多言語相談体制の充実

静岡県多文化共生総合相談センター「かめりあ」を運営し、外国人の生活に関する様々な相談を多言語で一元的に受付け、国や市町と連携して、適切な窓口に接続します。

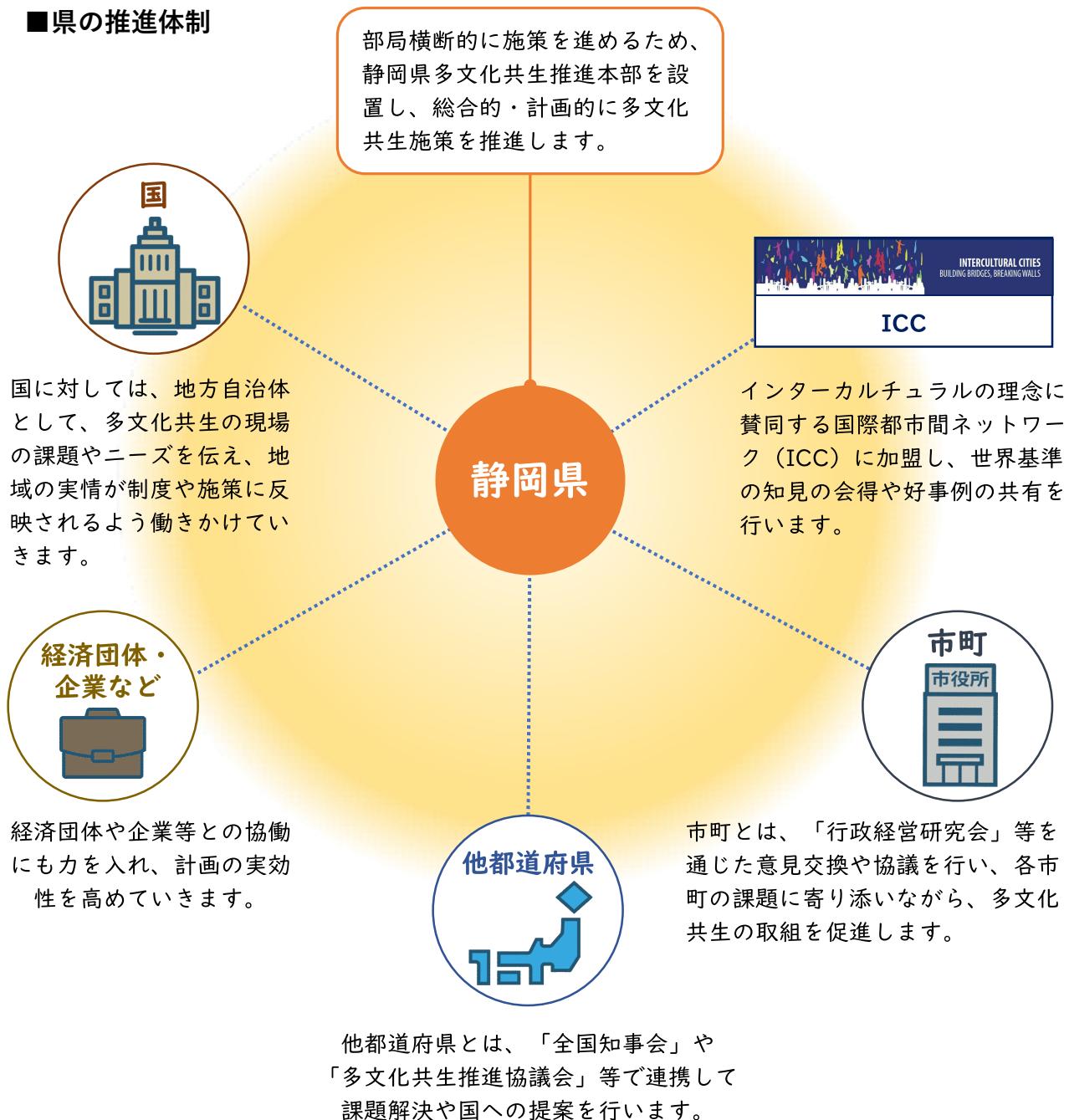
指標

	施策の柱	指標名	基準値 (R6実績)	目標値 (R10)
成果指標（アウトカム指標）	—	やさしい日本語が使えると答えた日本人の割合	31.4%	40%
〃	—	就学の働きかけの対象となる外国人児童生徒の数	70人	35人
活動指標（アウトプット指標）	柱1：多文化共生県の実現に向けた機運醸成	やさしい日本語・多文化共生講座に参加した県民の数	50人	250人 (R6-10累計)
〃	柱2：外国人県民の活躍支援	地域日本語教育空白市町数	10市町	6市町
〃	柱3：安心で快適な暮らしの充実	やさしい日本語による防災情報の提供	15件	115件 (R6-10累計)

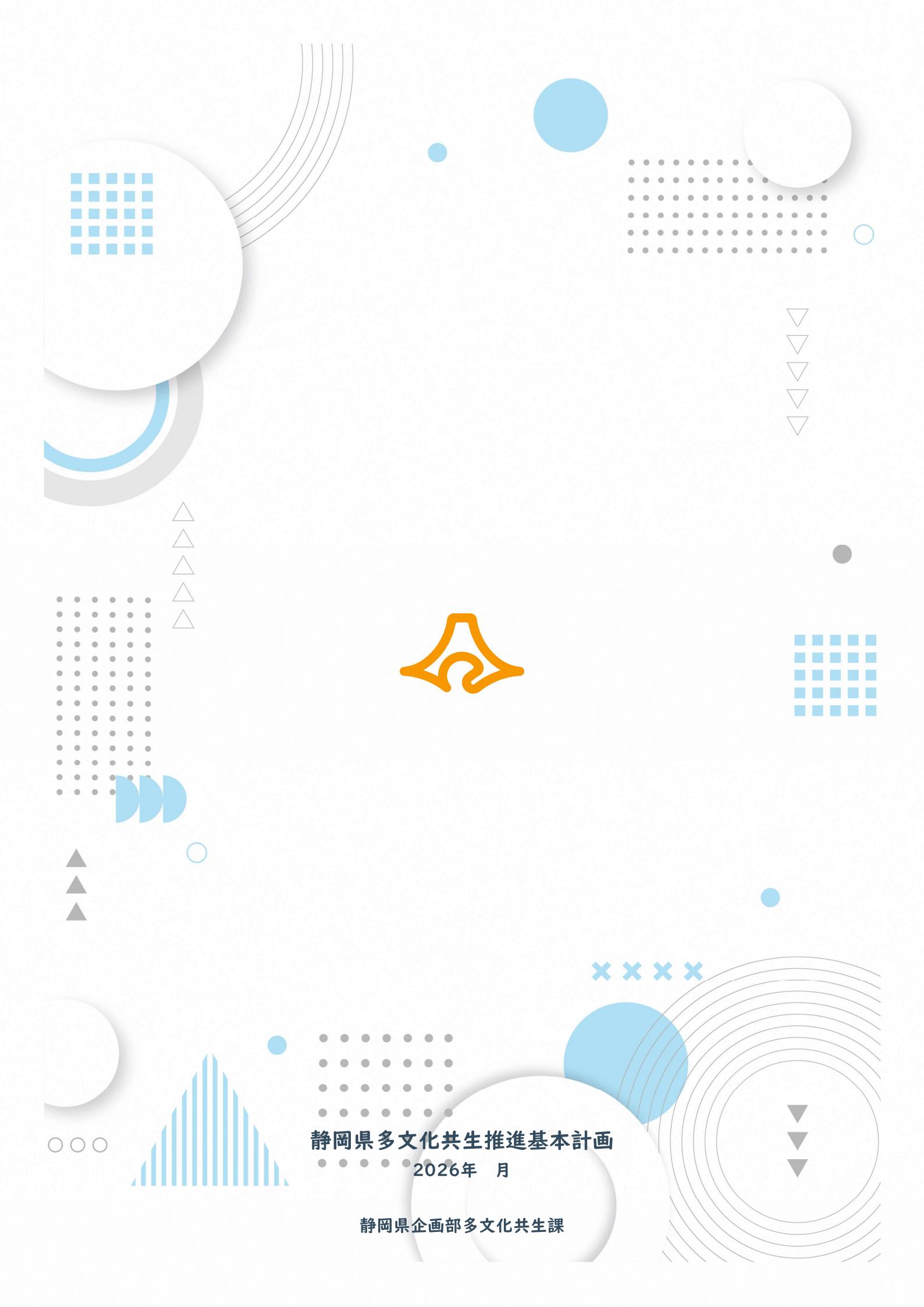
多文化共生推進体制

多文化共生を着実に推進していくためには、行政、地域、企業、教育機関など、あらゆる関係主体がそれぞれの役割を踏まえ、連携・協働して取り組むことが必要です。

■県の推進体制



多様な主体が役割を果たしながら連携し、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて取組を推進していきます。



静岡県多文化共生推進基本計画

2026年 月

静岡県企画部多文化共生課

第4期多文化共生推進基本計画に対する審議会委員意見 (R6第1回、R7第1回審議会意見要約)

資料3

区分 No.	委員名	委員意見 意見	対応 対応	反映箇所
1	岸田委員	外国人をまちづくりのパートナーとして捉えていくという方向で考えてほしい。多文化共生は行政だけでは進まないので、産・官・学・自治会・医療など、いろいろな分野がつながって取り組む形にしていきたい。	全体を貫く考え方として、外国人をともに地域をつくるパートナーとしてポジティブに捉える「インターナルカルチャラル」の視点を取り入れます。	P5
2	廣野委員	調査結果でも、外国人の多くが自治会活動に参加したいと答えている。自治会が外国人を受け入れていいように、地域のリーダーづくりや参加の機会を広げていきたい。	全体を貫く考え方として、外国人をともに地域をつくるパートナーとしてポジティブに捉える「インターナルカルチャラル」の視点を反映しました。	P5
3	石川委員	外国人の子どもたちが将来どう働くかを重視し、早い段階から職業の選択肢を知る機会をつくることが大事だと思う。また、地域で外国人と日本人が交流できる場をもっと増やし、地域に外国人リーダーが生まれて「自分の町は自分たちでつくる」という雰囲気ができると良い。	柱2：外国人県民の活躍支援 ○外国人の子どもの活躍支援 に反映しました。 また、全体を貫く考え方として、インターナルカルチャラルの視点を取り入れます。	P5, P6
4	田中委員	外国にルーツを持つ子どもの教育現場では、言葉だけでなく信頼関係が大切。外国人・日本人の区別をせず、同じ教育の中で成長できる環境づくりを進めてほしい。ウェルビーイングの観点からも、環境づくりに力を入れてほしい。	柱2：外国人県民の活躍支援 ○外国人の子どもの活躍支援 に反映しました。 また、県政運営全体に共通する考え方として、ウェルビーイング向上の視点を取り入れています。	P5, P6
5	佐伯委員	外国人の長期定住が進む中で、働きながらスキルを高められる環境づくりを進めてもらいたい。日本語力が十分でないために職業訓練を受けられない人も多い。	柱2：外国人県民の活躍支援 ○未来を拓く日本語教育 ○働く外国人の活躍支援 に反映しました。	P6
6	アナ委員	介護などの現場では、職業訓練に通う時間が取れない人が多い。働きながら職場の中で学べるような仕組みをもっと増やしてもらいたい。外国人は電話でのやり取りがとても苦手なので、対面で話せる窓口を充実させてもらいたい。	柱3：安心で快適な暮らしの充実 ○ライフステージに応じた相談・情報提供の推進 に反映しました。また、重点取組にも「多言語相談体制の充実」を掲げています。	P6, P7
7	金田委員	外国人の増加で自国コミュニティに閉じこもる傾向が見られる。日本人との接点を増やし、親しみを持てる環境づくりが必要だと思う。また、外国人の高齢化は新たな課題になる。現状把握や基礎調査を行い、エビデンスに基づく対応を求めたい。	柱3：安心で快適な暮らしの充実 ○ライフステージに応じた相談・情報提供の推進 に反映しました。	P6, P7
8	川越委員	自分の家族の介護経験からも、介護制度や支援の仕組みはとても複雑だと感じる。日本人でも難しいので、外国人にはもっと分かりやすく説明してもらいたい。	柱3：安心で快適な暮らしの充実 ○ライフステージに応じた相談・情報提供の推進 に反映しました。	P6, P7
9	高畠委員	これから10年ほどで、90年代に来日した外国人が一気に高齢化の時期を迎える。高齢化は個人の問題だけではなく、介護を担う子世代にも影響が出てくる。今のうちから「多文化共生社会」から「多文化高齢社会」への移行を見据えておく必要がある。	柱3：安心で快適な暮らしの充実 ○ライフステージに応じた相談・情報提供の推進 に反映しました。	P6, P7
10	竹内委員	これまでの議論はどうしても親子二世代に偏っているように感じる。今後は、外国人自身の高齢化も見据えて、子・親・高齢者の三世代で考える視点を計画に入れてほしい。	柱3：安心で快適な暮らしの充実 ○ライフステージに応じた相談・情報提供の推進 に反映しました。	P6, P7
11	相川委員	ブラジル人の高齢者の生活が非常に厳しくなっている。年金だけでは暮らせず、退職後の資金準備もできていない人が多い。高齢者への支援やライフステージに応じた情報提供を早めに進めてほしい。	柱3：安心で快適な暮らしの充実 ○ライフステージに応じた相談・情報提供の推進 に反映しました。	P6, P7, P8
12	西山委員	日本語教育とやさしい日本語の普及が重要。外国人と日本人の交流の場を増やすことで、共生を進めてほしい。	柱1：多文化共生県の実現に向けた機運醸成 ○外国人県民と日本人県民の相互理解と交流の促進 に反映しました。また、重点取組にも「地域日本語教育の推進」を掲げています。	P6, P8

キャリアアップのための 若者オンライン日本語教室 成果発表会



日本で働く社会人の外国人住民と大学生が相互理解や多文化共生に資する目的でロールプレイやディスカッションを重ねました。今回その成果を発表し、ポスターを使って来場者の皆様と交流します。ぜひ聞きに来てください。

主催：浜松市

(文部科学省令和7年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業)

業務運営受託：公益財団法人浜松国際交流協会 (HICE)

協力：常葉大学 地域交流・連携推進事業 (令和7年度)

日時：11月1日 (土)

10時～12時15分

場所：常葉大学草薙キャンパス A301

問い合わせ :

坂本勝信 (msaka@sz.tokoha-u.ac.jp)

谷誠司 (taniseiji@sz.tokoha-u.ac.jp)



外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言

我が国に在留する外国人は近年大きく増加しており、在留外国人数は約377万人（令和6年12月末時点）、外国人労働者数は約230万人（令和6年10月末時点）と、いずれも過去最高となっている。

平成元年の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）改正以降、東海地方を中心におき、在留資格「定住者」等の外国人が急増する中、日本語教育や生活支援、子どもの教育等の課題は外国人が集住する特定地域の問題とされ、その対応は受け入れ自治体任せとなってきた。

国は外国人を「労働者」と見ているが、地方自治体から見れば日本人と同じ「生活者」であり「地域住民」である。

平成元年の入管法改正から30年以上が経過し、外国人が定住し始めた自治体では、外国人の高齢化に伴う介護・年金などの問題や、日本生まれ日本育ちの第2、第3世代の教育が課題となっている。

令和9年6月までに施行される「育成就労制度」では、就労者に一定の日本語能力水準が課されるが、その他の生活者としての課題は継続する。また、将来、特定技能制度に移行し、家族帯同が認められた際には、家族の日本語や教育の課題も起こりうる。

こうした外国人の生活に係る事項は、現在、定住化が進んでいる集住都市だけでなく、今後は全国的な大きな課題となることが明白である。

従前より、地方から国に対しては、外国人集住都市会議や多文化共生推進協議会といった自治体連携の枠組み等を使って声を届けてきたが、国が多文化共生施策に主体的・戦略的に取り組むための根幹となる基本法の策定や組織の設置には至っていない。

以上を踏まえ、全国知事会では、外国人の受け入れと多文化共生社会の実現に国が責任を持って取り組むよう、強く要請する。

I 育成就労制度について

地方における人材不足は深刻であり、今後、運用の詳細が検討される「育成就労制度」においては、国と地方の適切な役割分担のもと、全国各地域の実情に応じた制度設計と運用が求められることから、以下の事項を検討・実施すること。

1 全国各地域の実情を考慮した「受入対象分野」の設定をすること

- 育成就労制度の受入対象分野は、特定技能1号と原則一致するよう検討されているが、技能実習の作業職種から大きく減少することを危惧する声が多くの自治体から聞かれる。また、今後、現在対象外の産業でも外国人材へのニーズが増加することが想定される。そのため、国内の産業を支える人材の不足を踏まえ、現在対象外である産業分野についても継続的に追加を検討するなど、全国各地域の産業実情を反映したものとすること。
- 地域産業を支える中小企業が、真に必要とする外国人材を十分かつ円滑に受け入れができるよう、国による産業分野の追加等の制度の運用手続きや事業者による実際の外国人材受入れ時の手続きについては地域や現場の要請を踏まえ、簡素化・迅速化すること。
- 現在の技能実習制度では対象作業が細分化されており、相互に当然に関連する作業を行うことができない場合がある。そのため、育成就労制度では対応職種間の柔軟な取扱いが可能となるよう配慮すること。

2 地方における外国人労働者の確保につながるよう制度の適切な運用をすること

- 育成労制度は、一定要件の下で外国人労働者の転籍を認めるものだが、人材が大都市圏等の特定の地域に集中するおそれがあることから、地方での外国人労働者の確保・定着につながるよう、地方に配慮した制度の運用を行うこと。

また、運用にあたっては、地方の労働需給の状況を踏まえるとともに、地方自治体や地方の事業者団体、中小事業者等の意向を聴取しつつ、国として責任をもって、事業者団体等へ制度の周知徹底を図ること。加えて、周知から施行までの間十分な準備期間を設け、周知に当たっては、事業者等に対して正確で分かりやすい説明に配慮すること。

さらに、外国人労働者の確保に向けた国外での募集等の活動や、外国人労働者と地域企業とのマッチング・キャリアアップ支援などの取組を支援すること。

II 外国人の受入環境整備について

国、地方、民間が適切な役割分担に応じて受入環境の整備を進めていくには、事業者や地方自治体の枠を超えて対応すべき課題については、国が主体となって制度設計や運用を行うとともに、国として責任をもって財源措置等を行うべきである。このため、外国人の受入環境の整備について以下の取組を検討・実施すること。

1 「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」に係る予算の確保と永続的な財政措置を講じること

- 地方自治体の多文化共生施策の必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保し、永続的で十分な財政的支援を行うこと。
- 一元的相談窓口に関しては、令和7年度の「外国人受入環境整備交付金」の交付要綱が見直され、上限額の設定や対象経費が限定されたことにより、地方自治体では対応に苦慮している。また、日本語教育に関しては、「教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）」等は、申請額に対する国庫補助内定額が大幅に不足しており、事業の実施に支障をきたしている。これらの交付金・補助金は、必要人材の安定的な確保、継続的な事業の実施に影響を及ぼすことから、十分な財政措置を講じること。
- 育成労制度等に基づく新たな外国人の受入環境の整備にあたっては、外国人労働者やその家族に対する日本語教育を始めとした支援の仕組みを国が整備するとともに、事業者の責務をより明確化し、その実施に必要な財政的支援等を講じること。

2 外国人の生活に係る諸課題を解消する具体的な措置を講じること

- 医療分野における高度な専門性を要する医療通訳や、日本語教育における多様なニーズに適応した対話型オンライン学習機会の提供など、国で一元的に整備することが求められる施策については、国が主体的に措置を講じること。
- 生活者として必要な全国一律に同じ内容を案内する制度等については、国において積極的に情報発信するとともに、サービスの提供にあたっての多言語化や、やさしい日本語化を推進すること。

III 基本法の制定と司令塔となる組織の設置について

「育成就労制度への円滑な移行」と「外国人の受入環境整備」の提言を実現するためには、外国人の受入れ、多文化共生施策実施の根幹となる国としての戦略が求められることから、以下の取組を検討・実施すること。

1 多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法を策定すること

○ 国の責任において、外国人の受入れ及び多文化共生施策に取り組む必要があることから、新たな外国人の受入れに関する基本戦略を取りまとめるとともに、国及び地方自治体の多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法を策定すること。

2 多文化共生施策実施の司令塔となる組織を設置すること

○ 国では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等により、各省庁が取り組むべき多文化共生施策を示しているが、これらの施策が各省庁で統一的に着実に実行されるよう、出入国在留管理庁とは別に、多文化共生施策実施の司令塔となる組織を設置すること。

そのために、外国人の受入れ及び多文化共生施策全体の基本的な考え方を示し、国民の合意を得るためにも、まずは省庁横断的なワーキンググループを関係閣僚会議内に設置する等、検討体制の整備を早急に行い、明確なスケジュールを示した上で検討を進めること。

ふじのくに多文化共生推進基本計画【概要版1/2】

計画の基本的な考え方

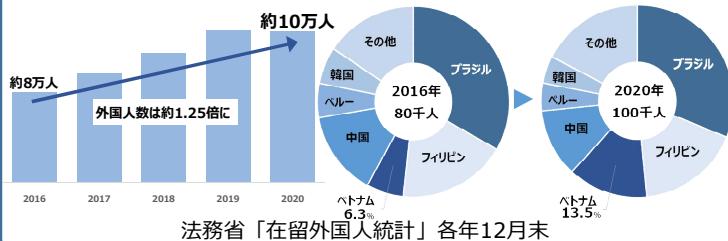
静岡県の多文化共生を取り巻く現状や社会情勢の変化、静岡県多文化共生推進基本条例の趣旨を踏まえて、外国人県民を含めた全ての県民が安心して暮らし、活躍できる多文化共生社会の実現を目指す。

計画期間

2022年度から2025年度（4年間）

社会情勢の変化 (2016年から2021年まで)

- 外国人県民数の増加や属性等の変化
外国人県民数1.25倍（79,836人→99,629人）
ベトナム人数2.67倍（5,018人→13,429人）
技能実習生1.62倍（8,694人→14,075人）
- 新型コロナウイルス感染症や自然災害の発生
- SDGsに対する意識の高まり
- 国の動き 在留資格「特定技能」の創設、政府一丸で施策推進のために「外国人材受入れ共生のための総合的対応策」決定、「日本語教育の推進に関する法律」施行、総務省「地域における多文化共生推進プラン」改訂



基本目標・施策の柱

基本目標

静岡県内に居住する外国人及び日本人が、相互に理解し合い、誰一人取り残されることなく、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指す。

共通

1 多文化共生意識の定着

2 コミュニケーションの支援

安心

3 危機管理体制の強化

4 生活支援の充実

活躍

5 外国人の子どもの教育環境の整備

6 社会参画の促進

7 働きやすい環境の整備

推進体制・目指す姿

● 推進体制

- 一多文化共生推進本部、プロジェクトチーム
- 一市町、地域、県民、国際交流団体、NPO、ボランティア団体、企業等多様な主体が役割を果たしつつ、連携・協働

外国人よし

三方よしの多文化共生社会

地域よし

企業よし

ふじのくに多文化共生推進基本計画【概要版2/2】

施策の柱

共通

1 多文化共生意識の定着

- 日本人と外国人とがお互いに交流したり、異文化を学びあう機会の創出
 - 相互理解のための啓発活動の実施、企業内の共生促進、人権教育や差別防止への取組
- 地域日本語教育を通じた多文化共生の場づくりの推進

2 コミュニケーションの支援

- 「やさしい日本語」の普及・活用促進
 - 「やさしい日本語」研修、手引き・動画の活用促進
- 日本語教育体制の構築
 - 「日本語教育推進法」を踏まえた取組の充実
- 「やさしい日本語」及び多言語による情報提供
 - ポータルサイト「かめりあ①」を活用した情報提供の充実

安心

3 危機管理体制の強化

- 感染症、防災情報の周知、防災について学ぶる環境の整備
 - 防災アプリ「静岡県防災」の普及、防災講座の充実
- 防犯や交通安全対策の推進や相談体制の整備
 - 広報啓発活動の推進、手引き等の多言語化

4 生活支援の充実

- 相談体制の整備や関係機関との連携の強化
 - 「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」の充実
- 安心して医療・保健・福祉等のサービスを受けられるよう支援
 - 医療受診体制づくりの促進、保健・福祉分野における支援

活躍

5 外国人の子どもの教育環境の整備

- 就学促進、学びの継続のための指導体制確保及び充実
 - 就学状況等調査、教育支援体制の促進、夜間中学設置
- 進路選択やキャリア形成への支援

6 社会参画の促進

- 地域活動への参加の促進
 - 地域活動の広報啓発や先進事例の情報発信
- 留学生等が地域で活躍できる環境の整備

7 働きやすい環境の整備

- 職場内コミュニケーションの円滑化や適正な労働環境の整備
- 就業機会の確保のための就業支援や相談体制の充実

○静岡県多文化共生推進基本条例

平成20年12月26日

条例第59号

静岡県多文化共生推進基本条例をここに公布する。

静岡県多文化共生推進基本条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 多文化共生推進基本計画（第6条）

第3章 多文化共生の推進に関する基本的施策等（第7条—第11条）

第4章 静岡県多文化共生審議会（第12条—第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、多文化共生の推進に関し、県、県民及び企業その他の民間の団体の責務を明らかにするとともに、多文化共生の推進に関する施策（以下「多文化共生施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、多文化共生施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって多文化共生社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「多文化共生」とは、県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らすことをいう。

（県の責務）

第3条 県は、多文化共生施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、多文化共生施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第4条 県民は、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生を推進するよう努めるものとする。

（民間の団体の責務）

第5条 企業その他の民間の団体は、その事業活動に関し、多文化共生を推進するよう努めるとともに、県又は市町が実施する多文化共生施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 多文化共生推進基本計画

第6条 知事は、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、多文化共生施策の大綱その他多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県多文化共

生審議会に意見を求めるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 多文化共生の推進に関する基本的施策等

(広報活動)

第7条 県は、多文化共生の推進に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(市町との協働)

第8条 県は、多文化共生の推進に関する市町の役割の重要性にかんがみ、地域における多文化共生の推進に市町と協働して取り組むものとする。

(県民の活動を促進するための支援)

第9条 県は、県民が行う多文化共生の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(調査研究)

第10条 県は、多文化共生施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第11条 知事は、毎年、多文化共生施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第4章 静岡県多文化共生審議会

(設置及び所掌事務)

第12条 県に、静岡県多文化共生審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第6条第3項に規定する意見を述べること。

(2) 知事の諮問に応じ、多文化共生の推進に関する基本的施策及び重要事項について調査審議すること。

(3) 県の多文化共生施策の実施状況について、知事に意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、多文化共生の推進に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第13条 審議会は、知事が任命する委員15人以内で組織する。

(任期)

第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第17条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。